

令和 7 年第 1 回
大崎市議会定例会追加議案

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

大 崎 市

目 次

議案第 35号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大 崎市一般会計補正予算（第12号））……………	1
議案第 36号	令和6年度大崎市一般会計補正予算（第13号）……………	3
議案第 37号	令和6年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計補正予算 （第1号）……………	13
議案第 38号	令和6年度大崎市夜間急患センター事業特別会計補正 予算（第3号）……………	15
議案第 39号	令和6年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 5号）……………	17
議案第 40号	令和6年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（ 第2号）……………	19
議案第 41号	令和6年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）…	21
議案第 42号	令和6年度大崎市水道事業会計補正予算（第1号）……	25
議案第 43号	令和6年度大崎市下水道事業会計補正予算（第1号）…	27
議案第 44号	令和6年度大崎市病院事業会計補正予算（第3号）……	29
議案第 45号	大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例……………	31
議案第 46号	工事請負契約の締結について……………	34

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年 2 月 18 日，令和 6 年度大崎市一般会計補正予算について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 6 年度大崎市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 6 年度大崎市一般会計の補正予算（第 12 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 140,000 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,257,968 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 11 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		4,526,318	140,000	4,666,318
	1 基 金 繰 入 金	4,475,872	140,000	4,615,872
補正されなかった款項に係る額		63,591,650		63,591,650
歳 入 合 計		68,117,968	140,000	68,257,968

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		8,183,873	140,000	8,323,873
	2 道 路 橋 り ょ う 費	2,388,688	140,000	2,528,688
補正されなかった款項に係る額		59,934,095		59,934,095
歳 出 合 計		68,117,968	140,000	68,257,968

議案第 36 号

令和 6 年度大崎市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 6 年度大崎市一般会計の補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,848,778 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,106,746 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 11 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,599,910	130,816	16,730,726
	1 市 民 税	5,958,597	130,816	6,089,413
10 地 方 特 例 交 付 金		693,395	△18,784	674,611
	3 定額減税減収補填 特 例 交 付 金	549,947	△18,784	531,163
11 地 方 交 付 税		17,479,905	578,829	18,058,734
	1 地 方 交 付 税	17,479,905	578,829	18,058,734
13 分 担 金 及 び 負 担 金		411,753	△18,814	392,939
	1 負 担 金	411,753	△18,814	392,939
14 使 用 料 及 び 手 数 料		491,443	△7,264	484,179
	1 使 用 料	420,465	△7,264	413,201
15 国 庫 支 出 金		11,261,980	577,871	11,839,851
	1 国 庫 負 担 金	7,096,639	319,863	7,416,502
	2 国 庫 補 助 金	4,076,415	258,008	4,334,423
16 県 支 出 金		4,420,279	35,941	4,456,220
	1 県 負 担 金	2,509,006	46,670	2,555,676
	2 県 補 助 金	1,786,444	△14,129	1,772,315
	3 委 託 金	124,829	3,400	128,229
17 財 産 収 入		141,854	121,136	262,990
	1 財 産 運 用 収 入	104,603	371	104,974
	2 財 産 売 払 収 入	37,251	120,765	158,016
18 寄 附 金		517,128	51,746	568,874
	1 寄 附 金	517,128	51,746	568,874
19 繰 入 金		4,666,318	△324,645	4,341,673
	1 基 金 繰 入 金	4,615,872	△324,645	4,291,227
21 諸 収 入		1,749,327	△24,054	1,725,273
	4 雑 入	1,052,033	△24,054	1,027,979
22 市 債		4,727,800	746,000	5,473,800
	1 市 債	4,727,800	746,000	5,473,800
補正されなかった款項に係る額		5,096,876		5,096,876
歳 入 合 計		68,257,968	1,848,778	70,106,746

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		352,909	△4,580	348,329
	1 議 会 費	352,909	△4,580	348,329
2 総 務 費		7,438,839	298,831	7,737,670
	1 総 務 管 理 費	6,467,240	302,040	6,769,280
	2 徴 税 費	601,360	△3,209	598,151
3 民 生 費		23,736,963	176,229	23,913,192
	1 社 会 福 祉 費	10,958,062	△421,371	10,536,691
	2 児 童 福 祉 費	10,035,846	550,694	10,586,540
	3 生 活 保 護 費	2,735,851	46,906	2,782,757
4 衛 生 費		7,343,022	183,541	7,526,563
	1 保 健 衛 生 費	5,229,321	183,510	5,412,831
	2 清 掃 費	2,113,701	31	2,113,732
6 農 林 水 産 業 費		2,063,897	60,886	2,124,783
	1 農 業 費	1,919,031	60,880	1,979,911
	2 林 業 費	144,866	6	144,872
7 商 工 費		1,749,910	△11,243	1,738,667
	1 商 工 費	1,749,910	△11,243	1,738,667
8 土 木 費		8,323,873	260,380	8,584,253
	2 道 路 橋 り ょ う 費	2,528,688	331,469	2,860,157
	4 都 市 計 画 費	3,112,407	△40,944	3,071,463
	5 住 宅 費	1,589,537	△30,145	1,559,392
9 消 防 費		2,380,590	19	2,380,609
	1 消 防 費	2,380,590	19	2,380,609
10 教 育 費		6,345,906	734,149	7,080,055
	1 教 育 総 務 費	1,509,847	△6,075	1,503,772
	2 小 学 校 費	578,237	673,801	1,252,038
	3 中 学 校 費	467,317	△8,542	458,775
	5 社 会 教 育 費	1,723,046	△13,044	1,710,002
	6 保 健 体 育 費	2,003,174	88,009	2,091,183
11 災 害 復 旧 費		127,847	150,566	278,413
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	92,331	148,819	241,150
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	34,912	1,747	36,659

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		8,238,371	0	8,238,371
	1 公債費	8,238,371	0	8,238,371
補正されなかった款項に係る額		155,841		155,841
歳出合計		68,257,968	1,848,778	70,106,746

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	三本木庁舎主要設備等改修事業	205,801
2 総務費	1 総務管理費	あ・ら・伊達な道の駅管理運営費	8,761
3 民生費	1 社会福祉費	岩出山地域福祉センター施設費	17,622
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯物価高騰支援給付金支給事業	213,849
3 民生費	1 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金支給事業	23,345
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯アシスト給付金給付事業	31,684
3 民生費	2 児童福祉費	岩出山保育所運営経費	37,224
3 民生費	2 児童福祉費	鹿島台なかよし園運営経費	9,350
4 衛生費	1 保健衛生費	古川保健福祉プラザ管理経費	122,650
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計支出金	1,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備道路修繕事業	93,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備雪寒地域道路事業	107,309
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	181,657
8 土木費	2 道路橋りょう費	区画道路網整備事業	4,940
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良事業	20,564
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本道路整備事業	412,233
8 土木費	4 都市計画費	陸羽東線塚目駅周辺整備事業	12,454
8 土木費	4 都市計画費	李埴新田線道路改良工事	22,548
8 土木費	4 都市計画費	稲葉小泉線改良事業	46,190
8 土木費	4 都市計画費	鹿島台駅前線改良事業	16,240

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 0 教育費	1 教育総務費	学校教育環境整備事業	29,333
1 0 教育費	2 小学校費	古川第四小学校改修事業	685,480
1 0 教育費	3 中学校費	中学校管理経費	18,700
1 0 教育費	5 社会教育費	文化施設改修事業	15,730
1 0 教育費	6 保健体育費	中学校給食事業	3,806
1 0 教育費	6 保健体育費	田尻学校給食センター経費	109,270
1 1 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう施設災害復旧事業	192,757

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
市議会広報印刷業務	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	11, 167
広報おおさき編集・印刷等業務	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	46, 990
ふるさと納税推進業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	188, 276
鳴子こけし絵付け体験業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	1, 025
汚染牧草管理業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	5, 280
地域おこし協力隊居宅借上料	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	579
振り仮名等の通知書印刷業務	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	6, 403
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置等業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	6, 845
子育て支援アプリ（パタモ）リース	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	660
福祉相談支援システムリース	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	1, 716
狂犬病予防注射業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	9, 150
市民統一清掃廃棄物処理業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	7, 530
化女沼特定外来生物調査等業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	1, 091
廃食用油再資源化推進業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	4, 565
大崎市産ミズキ再生業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	1, 133
日本刀展示会特設サイト制作業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	495
インバウンド海外プロモーション業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	3, 630
物産振興促進業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	14, 863
観光振興促進業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	11, 281
日本刀展示会鳴子温泉宿泊割クーポン発行業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	1, 500
医療的ケア児童支援訪問看護業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	1, 180
標準学力調査業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	5, 332
子どもの心のケアハウス移転業務	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	3, 936
日本刀展示会警備業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	4, 547

変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
各種予防接種事業委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	222, 492	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	238, 347

第 4 表 地 方 債 補 正

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
学校教育環境整備事業	22,400	証書借入 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる政府資 金及び地方公共団体金 融機構資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30 年以内に元利均等償還又は元金 均等償還により償還する。ただ し、融通条件又は財政の都合に より償還年限を短縮し、若しく は低利債に借り換えることがで きる。

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
地域振興施設整備事業	84,800	証書 借入 又は 証券 発行	3.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見 直し後の利率)	起債年度から据 置期間を含め30 年以内に元利均 等償還又は元金 均等償還により 償還する。ただ し、融通条件又 は財政の都合に より償還年限を 短縮し、若しく は低利債に借り 換えることがで きる。	87,300	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
児童保育施設整備事業	68,100	同上	同上	同上	75,700	同上	同上	同上
放課後児童支援施設整備事業	4,800	同上	同上	同上	2,800	同上	同上	同上
社会福祉施設改修事業	10,900	同上	同上	同上	14,500	同上	同上	同上
水道事業出資事業	2,100	同上	同上	同上	1,500	同上	同上	同上
土地改良事業	96,600	同上	同上	同上	169,100	同上	同上	同上
観光施設整備事業	67,500	同上	同上	同上	63,600	同上	同上	同上
道路新設改良事業	816,400	同上	同上	同上	986,300	同上	同上	同上
街路整備事業	87,500	同上	同上	同上	94,400	同上	同上	同上

市街地整備事業	118,000	同上	同上	同上	119,600	同上	同上	同上
公園整備事業	20,600	同上	同上	同上	18,200	同上	同上	同上
住宅整備事業	794,800	同上	同上	同上	676,900	同上	同上	同上
小学校施設改修事業	4,600	同上	同上	同上	472,600	同上	同上	同上
文化施設整備事業	35,800	同上	同上	同上	36,200	同上	同上	同上
学校給食施設整備事業	2,800	同上	同上	同上	106,800	同上	同上	同上
体育施設整備事業	359,900	同上	同上	同上	358,600	同上	同上	同上
道路橋りょう災害復旧事業	48,900	同上	同上	同上	98,700	同上	同上	同上
農業施設災害復旧事業	2,800	同上	同上	同上	4,000	同上	同上	同上
林業施設災害復旧事業	15,300	同上	同上	同上	22,400	同上	同上	同上

議案第 37 号

令和 6 年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 168 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21, 747 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 11 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 寄 附 金		1	81	82
	1 寄 附 金	1	81	82
3 繰 越 金		1	3,087	3,088
	1 繰 越 金	1	3,087	3,088
補正されなかった款項に係る額		18,577		18,577
歳 入 合 計		18,579	3,168	21,747

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		2,739	3,528	6,267
	1 総 務 管 理 費	2,739	3,528	6,267
2 事 業 費		15,840	△360	15,480
	1 貸 与 事 業 費	15,840	△360	15,480
補正されなかった款項に係る額		0		0
歳 出 合 計		18,579	3,168	21,747

議案第 38 号

令和 6 年度大崎市夜間急患センター事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度大崎市夜間急患センター事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 872 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 148,296 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 11 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		20,365	△2,629	17,736
	1 負 担 金	20,365	△2,629	17,736
2 使用料及び手数料		40,030	742	40,772
	1 使 用 料	39,550	742	40,292
3 繰 入 金		83,606	△8,307	75,299
	1 他 会 計 繰 入 金	83,606	△8,307	75,299
4 繰 越 金		3,393	11,066	14,459
	1 繰 越 金	3,393	11,066	14,459
補正されなかった款項に係る額		30		30
歳 入 合 計		147,424	872	148,296

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 夜間急患センター費		145,424	872	146,296
	1 夜間急患センター費	145,424	872	146,296
補正されなかった款項に係る額		2,000		2,000
歳 出 合 計		147,424	872	148,296

議案第 39 号

令和 6 年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度大崎市国民健康保険特別会計の補正予算（第 5 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 85,337 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,911,895 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 11 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県 支 出 金		10,201,596	214,663	10,416,259
	1 県 補 助 金	10,201,596	214,663	10,416,259
6 繰 入 金		1,885,431	△355,530	1,529,901
	1 他 会 計 繰 入 金	857,530	△28,874	828,656
	2 基 金 繰 入 金	1,027,901	△326,656	701,245
7 繰 越 金		14,058	55,530	69,588
	1 繰 越 金	14,058	55,530	69,588
補正されなかった款項に係る額		1,896,147		1,896,147
歳 入 合 計		13,997,232	△85,337	13,911,895

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		10,108,158	△93,000	10,015,158
	1 療 養 諸 費	8,700,989	△93,000	8,607,989
7 諸 支 出 金		27,933	7,663	35,596
	2 繰 出 金	7,411	7,663	15,074
補正されなかった款項に係る額		3,861,141		3,861,141
歳 出 合 計		13,997,232	△85,337	13,911,895

議案第 4 0 号

令和 6 年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度大崎市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5, 0 5 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 1 7, 7 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		404,763	△5,057	399,706
	1 他 会 計 繰 入 金	404,763	△5,057	399,706
補正されなかった款項に係る額		1,218,009		1,218,009
歳 入 合 計		1,622,772	△5,057	1,617,715

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		1,597,974	△5,057	1,592,917
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1,597,974	△5,057	1,592,917
補正されなかった款項に係る額		24,798		24,798
歳 出 合 計		1,622,772	△5,057	1,617,715

議案第 4 1 号

令和 6 年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度大崎市介護保険特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 8 3, 4 2 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3, 4 4 6, 9 5 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		3,167,504	△26,638	3,140,866
	1 国 庫 負 担 金	2,325,931	△81,173	2,244,758
	2 国 庫 補 助 金	841,573	54,535	896,108
4 支 払 基 金 交 付 金		3,527,681	△147,577	3,380,104
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,527,681	△147,577	3,380,104
5 県 支 出 金		1,905,427	△73,455	1,831,972
	1 県 負 担 金	1,807,852	△66,307	1,741,545
	2 県 補 助 金	97,575	△7,148	90,427
6 財 産 収 入		381	58	439
	1 財 産 運 用 収 入	381	58	439
7 繰 入 金		2,210,285	△35,808	2,174,477
	1 他 会 計 繰 入 金	1,955,360	△81,093	1,874,267
	2 基 金 繰 入 金	254,925	45,285	300,210
補正されなかった款項に係る額		2,919,096		2,919,096
歳 入 合 計		13,730,374	△283,420	13,446,954

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		132,039	△3,000	129,039
	3 介護認定審査会費	113,301	△3,000	110,301
2 保 険 給 付 費		12,682,629	△275,000	12,407,629
	1 介護サービス等諸費	11,703,934	△300,000	11,403,934
	2 介護予防サービス等諸費	187,631	13,000	200,631
	4 高額介護サービス等費	261,847	12,000	273,847
3 地 域 支 援 事 業 費		666,381	△5,529	660,852
	1 介護予防事業費	50,911	△3,200	47,711
	2 包括的支援事業・任意事業費	284,798	△7,629	277,169
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	329,534	5,300	334,834
4 基 金 積 立 金		381	58	439
	1 基 金 積 立 金	381	58	439
5 諸 支 出 金		246,944	51	246,995
	1 償還金及加算金	205,233	51	205,284
補正されなかった款項に係る額		2,000		2,000
歳 出 合 計		13,730,374	△283,420	13,446,954

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
介護保険システム改修業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	990

議案第42号

令和6年度大崎市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度大崎市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度大崎市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「1,478,172千円」を「1,708,172千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	3,870,975千円	△4,048千円	3,866,927千円
第1項 営業収益	3,681,148千円	△23,318千円	3,657,830千円
第2項 営業外収益	189,822千円	19,270千円	209,092千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	3,815,721千円	47,225千円	3,862,946千円
第1項 営業費用	3,634,855千円	58,240千円	3,693,095千円
第2項 営業外費用	152,366千円	△11,015千円	141,351千円

第4条 予算第4条括弧書中「1,502,430千円」を「1,741,894千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業資本的収入	815,796千円	△14,227千円	801,569千円
第1項 企業債	633,400千円	△66,100千円	567,300千円
第2項 補助金	106,264千円	54,111千円	160,375千円
第3項 負担金	11,000千円	△1,638千円	9,362千円
第5項 出資金	2,100千円	△600千円	1,500千円

	支	出	
第 1 款 水道事業資本的支出	2,318,226千円	225,237千円	2,543,463千円
第 1 項 建設改良費	1,528,048千円	230,000千円	1,758,048千円
第 2 項 企業債償還金	679,928千円	△4,763千円	675,165千円

第 5 条 予算第 6 条の表に次のように加える。

水道事業包括業務委託	自令和 7 年度 至令和 8 年度	120,000
------------	-------------------	---------

第 6 条 予算第 7 条の表中「329,400」を「288,000」に, 「183,500」を「123,400」に, 「120,500」を「155,900」に改める。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第43号

令和6年度大崎市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度大崎市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度大崎市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条第4号中「2,087,984千円」を「1,704,553千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 下水道事業収益	4,321,405千円	△19,402千円	4,302,003千円
第1項 営業収益	1,794,717千円	△4,345千円	1,790,372千円
第2項 営業外収益	2,508,632千円	△15,057千円	2,493,575千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	4,698,732千円	△43,277千円	4,655,455千円
第1項 営業費用	4,328,908千円	△24,693千円	4,304,215千円
第2項 営業外費用	346,200千円	△18,688千円	327,512千円
第3項 特別損失	3,624千円	104千円	3,728千円

第4条 予算第4条括弧書中「1,153,797千円」を「1,155,930千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 下水道事業資本的収入	3,958,975千円	△383,685千円	3,575,290千円
第 1 項 企業債	2,184,200千円	△259,300千円	1,924,900千円
第 3 項 他会計補助金	220,490千円	120千円	220,610千円
第 4 項 国県補助金	783,200千円	△138,405千円	644,795千円
第 5 項 負担金及び分担金	46,085千円	13,900千円	59,985千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業資本的支出	5,112,772千円	△381,552千円	4,731,220千円
第 1 項 建設改良費	2,087,984千円	△383,431千円	1,704,553千円
第 2 項 企業債償還金	3,014,788千円	1,879千円	3,016,667千円

第 5 条 予算第 6 条の表中「802,400」を「700,100」に，「131,000」を「75,900」に，「156,200」を「73,700」に，「43,700」を「24,300」に改める。

第 6 条 予算第 9 条第 1 号中「186,834千円」を「194,211千円」に改める。

第 7 条 予算第 10 条中「1,427,598千円」を「1,400,221千円」に改める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第44号

令和6年度大崎市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度大崎市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度大崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号の表中「143,915人」を「142,821人」に、「266,571人」を「270,129人」に、「394.3人」を「391.3人」に、「1,089.2人」を「1,104.0人」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	26,890,673 千円	401,746 千円	27,292,419 千円
第1項 医業収益	24,229,181 千円	157,065 千円	24,386,246 千円
第2項 医業外収益	2,488,676 千円	244,681 千円	2,733,357 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	29,559,769 千円	98,691 千円	29,658,460 千円
第1項 医業費用	28,386,644 千円	98,691 千円	28,485,335 千円

第4条 予算第4条中「815,912千円」を「811,962千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,719,601 千円	3,950 千円	1,723,551 千円

第5項 他会計補助金 0千円 3,950千円 3,950千円

第5条 予算第10条中「大崎市一般会計」の次に「及び他の特別会計」を加え、「615,408千円」を「571,368千円」に改める。

第6条 予算第11条中「9,408,175千円」を「9,516,735千円」に改める。

令和7年3月11日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 4 5 号

大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大崎市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中

「３０人」を「２５人」に改める。

附則第４項中「１０年」を「１５年」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月１１日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 4 6 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、大崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年大崎市条例第 7 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

1 契約の目的

令和 6 年度大崎市三本木総合支所庁舎等空調設備更新工事（機械）

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

2 3 5, 9 5 0, 0 0 0 円

4 契約の相手方

所在地 大崎市古川稲葉字大江向 1 8 7 番地の 1

名 称 株式会社 北陵建設

代表取締役 金野 清久

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志